

宍粟市地域公共交通計画（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市地域公共交通計画（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和6年1月15日（月）から令和6年2月13日（火）まで

3. 事務局

市民生活部まちづくり推進課

4. 募集の趣旨

人口減少や少子高齢化によって人の移動そのものが減少しているなど、地域公共交通を取り巻く環境はますます厳しいものになる中、市民、交通事業者、行政が連携し、ともに支える地域公共交通ネットワークの実現と維持をめざし、「宍粟市地域公共交通計画」を策定します。

本計画は「地域公共交通活性化再生法」に基づく「地域公共交通計画」として位置づけ、本市の最上位計画である「第2次宍粟市総合計画」に即するとともに、「宍粟市都市計画マスタープラン」との相互の連携、その他各種計画との整合を図ります。また、本計画はこれまで将来を見据えた持続可能な地域公共交通の実現に向けた方向性を示した「宍粟市公共交通再編計画」を踏襲した計画としています。

このたび、計画（案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。提出されたご意見は取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

5. 公表資料（別添参照）

宍粟市地域公共交通計画（案）

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
市民生活部まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市民局まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
三方町出張所	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
市公式サイト	令和6年2月13日まで

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先	
持 参	市民生活部まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
	市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
郵 送	市民生活部まちづくり推進課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 市民生活部まちづくり推進課 宛	
ファックス	0790-63-3063	
電子メール	machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp	
市公式サイト	意見入力フォームより送信してください。	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。